

[事案 29-201] 年金支払方法遡及変更請求

・平成 30 年 6 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

保険会社の案内不足等により誤った年金種類を選択したことを理由に、年金支払方法の遡及変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 8 月に契約した変額個人年金保険について、据置期間満了に伴う年金支払請求時に、年金支払方法を保証期間付夫婦年金（10 年）に変更したが、以下等の理由により、契約時に選択していた確定年金（10 年）に戻してほしい。

- (1) 保険会社における請求書類の受領通知には、年金種類変更後の情報が記載されていないため、年金支払開始日以前に勘違い、間違いに気づくことができなかった。
- (2) 据置期間満了の案内文書等には確定年金と保証期間付夫婦年金の金額が記載されていないため、年金種類の違いを踏まえた判断ができない。
- (3) 満期時の資料については、文章のみですべて理解させるものではなく、高齢者に配慮した資料を作成すべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求書類の受領通知は、請求書の受領を知らせることを目的とした書面であり、据置期間満了後に当社から送付する書面が届く前に確認したい事項がある場合のため、問合せ先を書面末尾に記載している。
- (2) 請求書上に、年金額の試算を希望する場合は事前に連絡願いたい旨の案内文を記載している。
- (3) 据置期間満了時の請求については、選択肢が複数存在し、文章量も多くなっていることから、その案内文書では両面に問合せ先の記載を行っている。そして、申立人より、年金種類を変更することを検討している旨、および配偶者署名欄に押印する印鑑について問い合わせを受けているが、年金種類についての説明や年金額の試算を求める依頼はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金支払方法の変更請求時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。